

(仮称) 世田谷区みどりの基本計画 骨子案

第1章 計画の基本事項

1. (仮称) 世田谷区みどりの基本計画とは

(1) (仮称) 世田谷区みどりの基本計画の役割と効果

- 世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、身近なみどりを創り出すために、区が主体となって将来像、目標、施策などを定め、区民や事業者と協働してみどりの保全や緑化を推進するための総合的な計画。
- みどりの基本計画の策定により、みどりの将来像の実現に向けた行政内部における事業の必要性を明確にし、合意形成を図り、関連所管を含めた効率的・重点的な事業を推進するほか、区民のニーズへの対応、街づくりへの参加意識や気運の醸成などを図っていく。

(2) 計画における「みどり」

- 樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と、人との関わりによる文化や歴史的なみどりの要素。
- みどりの基本条例及びみどり率の定義では、みずはみどりに含まれるため、計画名を(仮称)世田谷区みどりの基本計画とする。

(3) みどりの機能

- みどりは、環境保全、地域の風景づくり、防災・減災、レクリエーション・遊びの場以外にも、生きものの生息・生育環境、水環境の保全、健康増進など、多様な機能を有し、その役割は重要である。

■みどりの機能

- 環境の保全 (ヒートアイランド緩和・CO₂吸収、防風、防塵など)
- 地域の風景づくり ○防災・減災
- レクリエーション・遊びの場 ○生きものの生息・生育環境
- 水環境の保全 (地下水涵養・水循環など) ○健康増進 ○教育
- 文化の醸成 ○コミュニティ形成

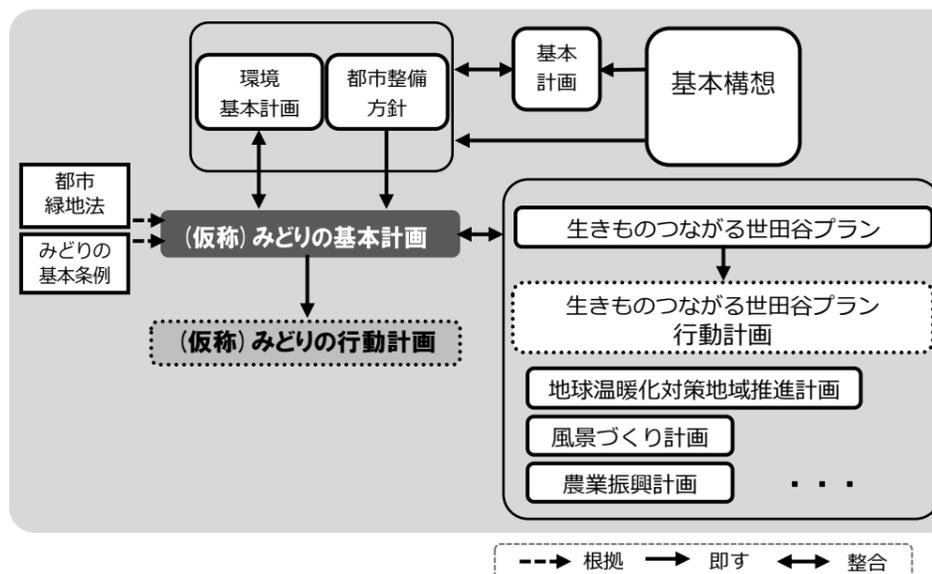


※みどり率

緑で覆われた部分(緑被地)に公園の緑で覆われていない部分と水面を加えた面積が、区域全体に占める割合



■計画の位置付け



2. 世田谷区みどりとみずの基本計画改定の趣旨

(1) 世田谷区みどりとみずの基本計画改定の目的

- 平成 20 年 3 月に「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定し、平成 44 年にみどり率^(※) 33%を達成することを目指し、平成 29 年度までを計画期間としている。
- 今回の改定は、世田谷区みどりとみず基本計画の計画期間の終了を受けて、引き続き、みどり率 33%の達成を目指し、各種計画を踏まえ、みどりの質の向上など新たな視点を取り入れた施策を総合的かつ計画的に進めていくための取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

(2) 改定の視点

- みどり率 33%の達成のために
- みどりの質の向上に向けて
- 区民との協働を推進するために

(3) 計画期間

- 平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間

(4) (仮称) 世田谷区みどりの基本計画の位置付け

- 都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、世田谷区みどりの基本条例に基づく「みどりの保全及び創出に関する基本計画」
- 世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針に即し、環境基本計画や生きものつながる世田谷プランなどの計画と整合を図る計画
- (仮称) 世田谷区みどりの基本計画を推進するため、(仮称) 世田谷区みどりの行動計画を策定し、実施計画に反映する。

3. みどりの将来像と目標

(1) 将来像

- 計画がめざす将来の世田谷の姿を設定する。

将来像 多様なみどりが笑顔をつなぐまち・世田谷

(2) 計画の目標

- H44 のみどりの目標を設定する。

「世田谷みどり 33」の実現

計画の目標

世田谷区制 100 周年 (2032 (平成 44) 年) に以下の目標の達成をめざします。

- ①みどりの面積の割合 みどり率 33%
(区内のみどりの量を測る指標) ※H28 25.18%
- 追加目標
- ②みどりに関する区民満足度 「大変満足している」 33%
(区内のみどりの質を推定する指標) ※H28 12%

(3) 10 年間の目標

- 計画期間 10 年間のみどりの目標を設定する。

10 年間の目標

2027 (平成 39) 年に以下の目標の達成をめざします。

- ①みどりの面積の割合 みどり率 29.0%

施策別の目標		目標量
220 ha のみどりを増やします	公園	今後検討
	道路	
	学校	
	公共施設	
	民有地 農地	

- ②みどりに関する区民満足度 「大変満足している」 25%

※みどり率 25.18% (「みどりの資源調査 (H28)」)
※みどりに「大変満足している」(12%) (区政モニター (H28.9))

第2章 みどりの現況と課題

1. 世田谷の概況

(1) 地形

- 南西部は野川・多摩川に沿って続く高さ 10~20mの急な崖（国分寺崖線）があり、この崖を境に北東側は台地（洪積層）、南西側は低地（沖積層）となっている。
- 武蔵野台地の一部である台地部は、標高 30~50mで、多くの河川によって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。
- 低地部は標高 10~25mで、台地部とおよそ 20mの高度差のある平坦地である。

(2) 河川

- 多摩川水系、呑川水系、目黒川水系の 3 水系 12 河川がある。

(3) 湧水

- 国分寺崖線沿いなどに湧水が 100 箇所みられるほか、宙水が広い地域に存在している。

(4) 土地利用

- 建物の敷地として利用されている「宅地」が区全体面積の 66.4%、「非宅地」が 33.6%を占めている。宅地の利用用途としては住居系が最も多く、宅地の 74%、区全体面積の 49.4%を占めている。
- 非宅地では、公園系が 5.6%、緑地系、河川系などの自然を残している土地の面積は、合計しても 2.1%と少ない。（H23 年調査時点）

(5) 人口

- 総人口は 896,057 人、総世帯数は 470,579 世帯（H29.4.1 現在）で、東京 23 区の中では人口、世帯数ともに第 1 位
- 今後も増加傾向が続く見込みである。

2. 世田谷区みどりとみずの基本計画の進捗状況

(1) みどり率の目標の達成状況

- H29 年の目標とするみどり率は、27.5%であるが、H28 年度みどりの資源調査によると、25.18%で、前回調査（H23）より約 0.6 ポイント上昇しているものの、H29 年の目標に対し不足している。

(2) 行動計画の実績（H20~27 年度）

- 行動計画とは、区が主体となって推進する具体的な取り組みを示した計画。
- 区立施設の整備実績は、公園・学校については目標を達成したが、公共施設については整備量が少なかつたため、目標値に対する達成率は低かつた。

■ 行動計画の取り組み

区立公園の整備	• 二子玉川公園をはじめとする用地を取得して計画的に公園整備を推進
区道の緑化	• 都市計画道路の補助 154 号線や区画街路 8 号線など道路緑化を推進
区立学校の緑化	• 烏山北小学校や上北沢小学校などの校庭芝生化や屋上緑化などを推進
区立公共施設の緑化	• 池尻複合施設などの公共施設の新設における緑化推進や既存施設の緑化を推進
民有地緑化の促進	• 生垣・フェンス緑化では約 8.8km、屋上・壁面緑化では約 6,200 m ² の整備に対する助成を実施 • 建築行為等に伴う緑化について、みどりの基本条例による緑化指導に加え、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、建築確認との連動による確実な緑化を推進
農業振興と農地の保全	• 区民農園等の開園と農業の振興を推進 • 農地保全方針を策定し、喜多見農業公園を新たに整備したほか、5 か所（9.4ha）について、農地を活かしたまちづくりの拠点として都市計画公園・緑地に指定し、農地の長期的な保全を推進

みどり率（H29）目標

27.5%

みどり率（H28）現況

25.18%

約 2.3 ポイント(約 134 ha)下回る

■ 区立施設の緑化実績

施設種別	行動計画（H20~H27）の 8 年間の事業量 (目標値は H20~25 の目標値に H26~29 の目標値の半数を加算した値とする)		みどりとみずの基本計画（H20~H29）の 10 年間の増加目標 (c)	10 年間のうち 8 年間の達成率 (8 年間の目標を 80%とする) (b÷c)
	目標(a)	実績(b)		
区立公園の整備	目標(a)	15.1ha	19.8ha	96%
	実績(b)	19.1ha		
	達成率(b÷a)	126%		
区道の緑化	目標(a)	3.7ha	5.4ha	63%
	実績(b)	3.4ha		
	達成率(b÷a)	95%		
区立学校の緑化	目標(a)	3.4ha	4.3ha	100%
	実績(b)	4.3ha		
	達成率(b÷a)	126%		
区立公共施設の緑化	目標(a)	1.2ha	1.3ha	31%
	実績(b)	0.4ha		
	達成率(b÷a)	33%		

3. みどりの現況

(1) みどり率の現況

- みどり率は 25.18%（H28）で、前回調査（H23）より約 0.6 ポイント上昇した。
- 樹木地の上昇が顕著であり、屋上緑地も上昇しているが、農地の減少に歯止めがかかっていない。

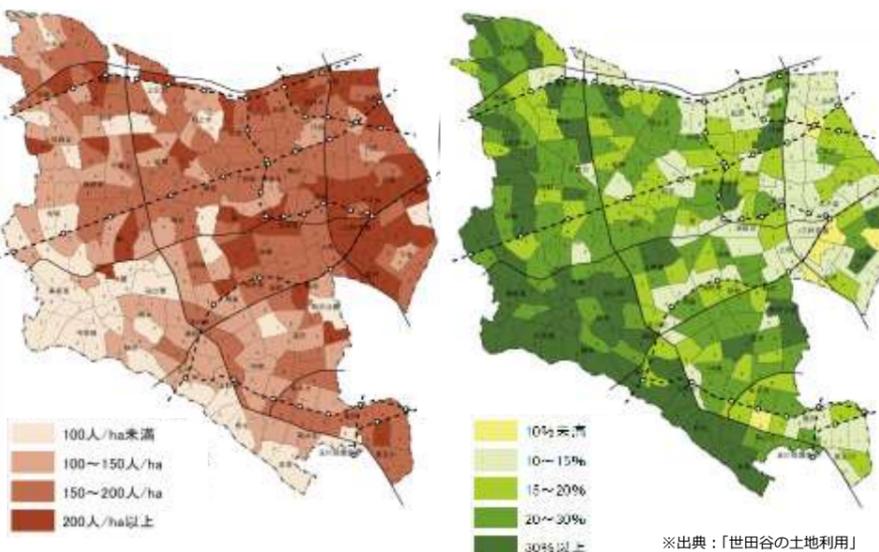
■ みどり率の変化（H23・H28）

区分	平成23年調査		平成28年調査		平成28年-平成23年		
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	ポイント差	
みどり面	樹木地	967.76	16.66%	1,011.48	17.42%	43.72	0.76
	草地	230.44	3.97%	230.46	3.97%	0.02	0.00
	農地	113.07	1.95%	104.41	1.80%	-8.66	-0.15
	屋上緑地	18.08	0.31%	21.17	0.36%	3.09	0.05
	緑被計(緑被率)	1,329.35	22.89%	1,367.52	23.56%	38.17	0.67
水面	28.11	0.48%	23.28	0.40%	-4.82	-0.08	
公園内の裸地・構造物	71.36	1.23%	70.73	1.22%	-0.63	-0.01	
みどり面計(みどり率)	1,428.82	24.60%	1,461.54	25.18%	32.72	0.58	
その他	4,379.58	75.40%	4,343.36	74.82%	-36.22	-0.58	
世田谷区全域面積(ha)	5,808.40		5,804.90		-3.50		

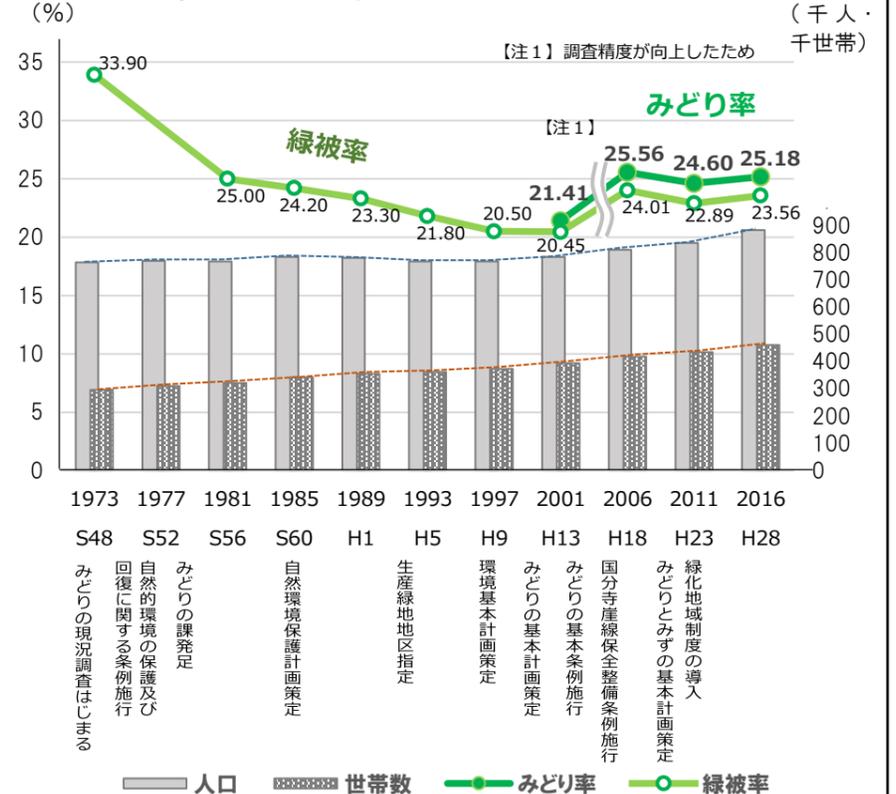
(2) みどりと人口

- 人口の増加に伴い緑被率は減少していたが、みどり施策の進展により、この 5 年間では緑被率・みどり率とも上昇している。
- みどり率は区の西部で高く、東部で低いことから、人口密度が低い区域で高く、人口密度が高い区域で低い傾向がある。

■ 町丁目別人口密度（平成 22（2010）年） ■ 町丁目別みどり率（平成 23（2011）年）



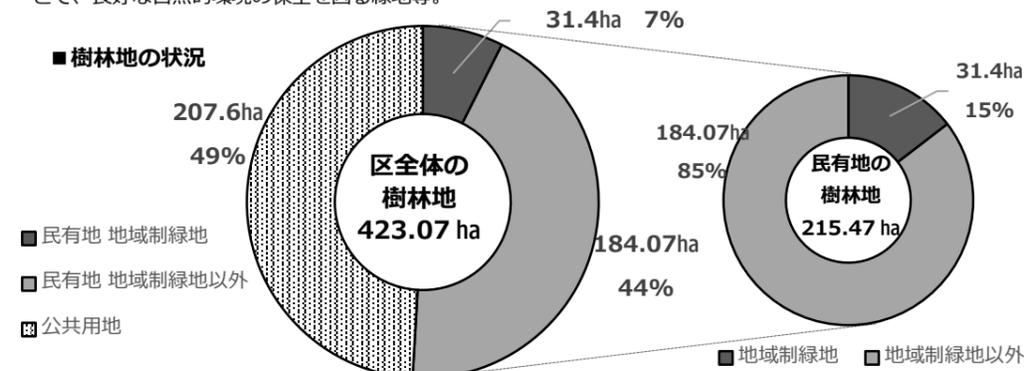
■ みどり率・人口等の推移



第2章 みどりの現況と課題

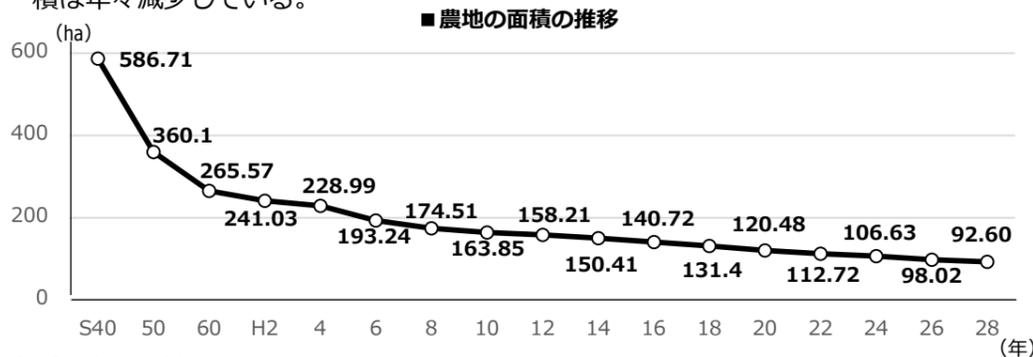
(3) 樹林地 (300㎡以上)

- 区全域に分布している。(公園・社寺林・屋敷林・公共施設の樹林・住宅地の庭園等)
 - 前回調査(H23)より、箇所数、面積ともに減少した。減少した樹林地の約95%が民有地(地域制緑地(※)以外)の緑地であった。
 - 約49%は公共用地にあり、民有地の樹林地の約15%(全体の約7%)が地域制緑地(※)である。
- ※法や条例等により区域や樹木等(特別緑地保全地区、特別保護区、保存樹林地等)を指定し、利用を規制することで、良好な自然的環境の保全を図る緑地等。



(4) 農地

- 農地の面積は、練馬区に次ぐものとなっているが、相続税などの負担が大きいこと、周辺の宅地化に対する配慮、農業従事者の高齢化や後継者の不足等により、農家・農地面積は年々減少している。



(5) 公園緑地

- 公園緑地(都市公園・身近な広場(条例別表))は、539箇所、264.72 haで、1人当たりの面積は2.98㎡である。
- 公園率(区全域面積に占める公園面積の割合)は4.56%で年々上昇しており、みどりの率の向上に寄与している。(H28.4.1現在)

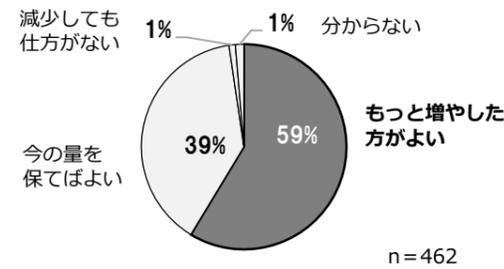
	都市公園		身近な広場		1人当たりの公園面積
	区立公園	都立公園	条例別表	規則別表	
世田谷地域	100箇所 28.95 ha	—	38箇所 1.69 ha	11箇所 0.58 ha	1.26㎡/人
北沢地域	49箇所 15.40 ha	—	26箇所 1.08 ha	9箇所 0.30 ha	1.11㎡/人
玉川地域	90箇所 46.73 ha	1箇所 35.63 ha	20箇所 2.57 ha	12箇所 1.56 ha	3.87㎡/人
砧地域	113箇所 63.12 ha	1箇所 39.18 ha	24箇所 6.91 ha	12箇所 1.06 ha	6.84㎡/人
烏山地域	58箇所 5.10 ha	2箇所 17.29 ha	17箇所 1.08 ha	10箇所 1.65 ha	2.02㎡/人
世田谷区全域	414箇所 251.39 ha	—	125箇所 13.33 ha	54箇所 5.15 ha	2.98㎡/人
	539箇所 264.72 ha	—	※身近な広場(規則別表)を除く		

4. 区民のみどりに対する意識 (区政モニター等のアンケートにより把握)

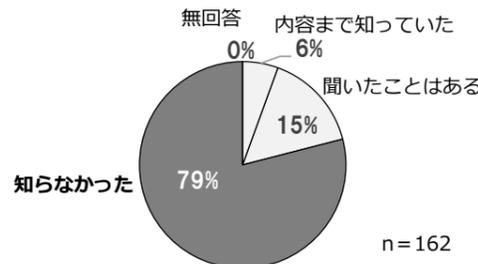
- ガーデニングフェア来場者 200人 (H28.5.21/5.22)
- 区民まつり来場者 100人 (H28.8.6/8.7)
- 区政モニター 162人 (H28.9~10)

- 世田谷のみどりの状況について、大変満足している区民は12%であり、「世田谷みどり33」の認知度についても低い。
- みどりを守り増やすために区が取り組むべき事業として、公共施設の緑化を推進するというのが一番求められている。
- 今後参加したいと思っている活動は、農作業体験が最も多い。

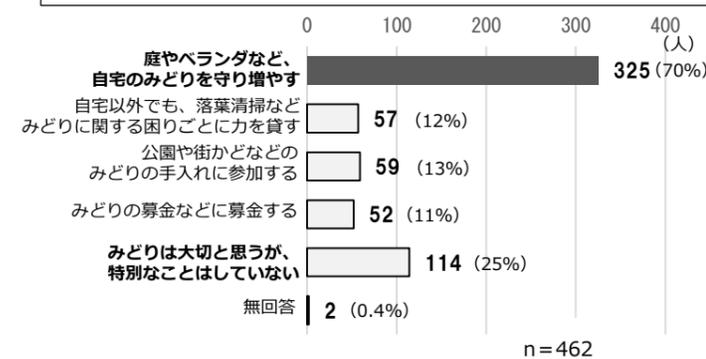
世田谷のみどりの量について
 ・もっと増やすべきとする意見は59%



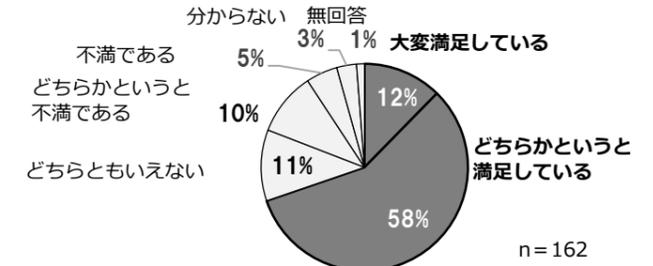
「世田谷みどり33」を知っているか
 ・知らないとする意見は79%



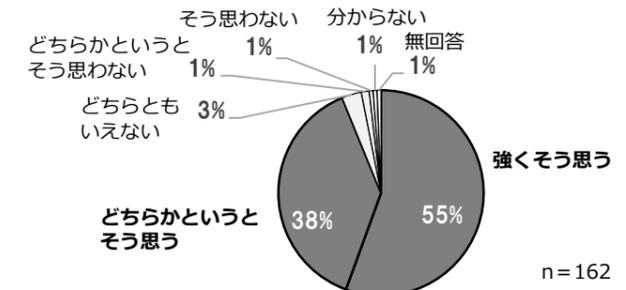
みどりを守り増やすために自身が行っていること(複数選択可)
 ・自宅のみどりを除くと、特別なことをしていない区民は25%



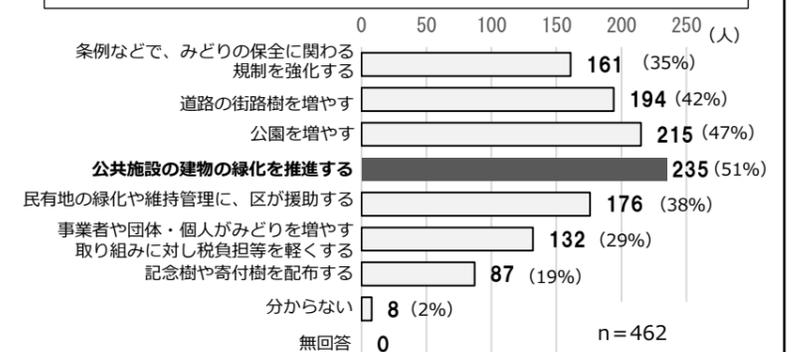
世田谷のみどりに対する満足度
 ・満足度は70%、「大変満足している」は12%



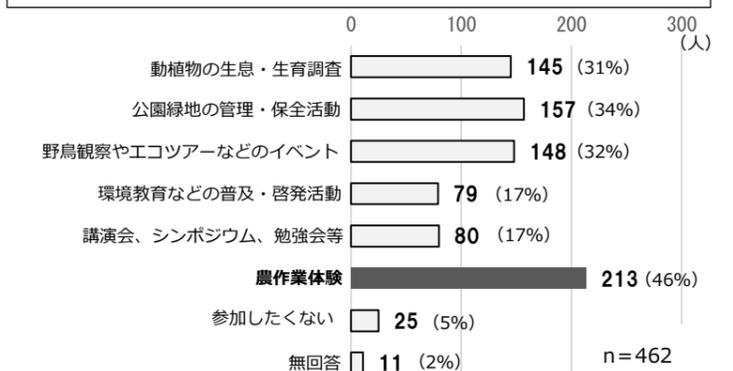
世田谷の魅力をもっと高めるうえでみどりが必要であるか
 ・「そう思う」という意見は93%



みどりを守り増やすために世田谷区が取り組むべき事業(複数選択可)
 ・公共施設の建物の緑化(51%)、公園を増やすこと(47%)が多い



今後、参加したいと思う活動(複数選択可)
 ・「農作業体験」が最も多い(51%)



第2章 みどりの現況と課題

5. 課題の整理

- 世田谷区みどりのみずの基本計画の進捗状況、みどりの資源調査の結果、区民のみどりに対する意識・意見を踏まえ、改定の3つの視点により、課題を整理した。

(1) みどり率33%達成のために

みどりの保全について

《現状》

- 樹木地は、住宅用地を中心に小規模な樹木地が増えていることや、樹木の生長により面積が増加したが、まとまりのある樹林地は減少した。
- 人口増加、開発の動きは今後も続くことが予想され、みどりを取り巻く状況は予断を許さない。
- 多面的機能を有する都市農地が、相続、後継者不足により減少している。また、生産緑地法の買取りの申出ができる指定後30年がせまっており、更なる減少が予想される。
- 世田谷のみどりを守るためには、水の循環が保たれることが不可欠である。



【課題】

- 国分寺崖線のまとまったみどりから宅地のみどりまで、残された樹林地、樹木、農地、湧水などの貴重なみどりの減少を抑制し、保全の取り組みを推進し、みどりの基盤として強化する必要がある。
- 世田谷のみどりを支えている水や土壌を大切に、雨水の浸透を促進し、地下水を涵養し、健全な水の循環を保全していくことが必要である。

みどりの創出について

《現状》

- 公園率は上昇しているが、区民一人あたりの公園面積は約3㎡(目標6㎡)と低く、都市計画公園の未開設率は約50%であり、いまだ公園が少ない地域も存在し、公園緑地の整備は十分ではない。
- 区民アンケート調査において、みどりを守り増やすために区が取り組むべき事業として、公共施設の緑化を推進するということが一番求められている。
- 一定規模以上の敷地においては、緑化地域制度やみどりの計画書制度により、みどりの創出が図られている。



【課題】

- みどりの拠点となる公園緑地や公共用地のみどりが充実するよう、引き続き、公園緑地の整備や公共施設の緑化に努める必要がある。
- 世田谷の敷地の約7割を占める民有地においてみどりを創出することが重要であり、民有地のみどりづくりを促進する様々な仕組み・手法を検討する必要がある。

(2) みどりの質の向上に向けて

生きものの生息空間の保全・創出について

《現状》

- 地域の生態系に影響を及ぼす外来種や、人の暮らしに深刻な被害を及ぼす野生生物が増加している。
- 道路・公園の画一的な緑化や民有樹林地の管理不足により、生きものの生息・生育環境の質の低下が見られる。
- 国分寺崖線、農地・屋敷林、公園緑地などの、生きもの的重要な生息・生育場所および移動経路が分断されている。



【課題】

- みどりの質の向上を図るためには、みどりの連続性を高め、生きものの移動を容易にし、地域固有の生態系を守る必要がある。
- 生物多様性を支えるために、多様なみどりの環境を確保・保全する必要がある。

安全で快適な暮らしを支えるみどりについて

《現状》

- 建築行為等に伴うみどりの量の確保について、緑化指導や都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、確実な緑化を推進しているが、みどりの質を確保する仕組みがない。
- 世田谷のみどりの状況について、大変満足している区民は12%であった。多様な世代、ライフスタイル、価値観を持った区民それぞれの、安全で、快適な暮らしを実現し、みどりに関する満足度を上げるためには、様々な機能を持つみどりの質の向上は欠かせない。



【課題】

- 快適な暮らしを支える良好なみどりを確保するために、みどりの質の向上を誘導し、評価する仕組みを検討する必要がある。

(3) 区民との協働を推進するために

参加・協働の場づくりについて

《現状》

- 区民アンケート調査より、世田谷みどり33の認知度は21%と低かった。また「みどりは大切だと思うが特別なことはしていない」とする意見は25%であり、みどりに関心を持った区民が気軽に参加できる機会や場が不足していることが考えられる。
- 農地や樹林地が減少する中、農作業や保全活動など、みどりに直接ふれあえる機会が求められている。



【課題】

- 区民がみどりの重要性や「世田谷みどり33」の取り組みを理解し、みどりや生きものに対する関心が高まるようにすることが重要である。
- 関心を持った区民・事業者・活動団体が、気軽に活動に参加することができる機会や場づくりを工夫し、きっかけをつくる必要がある。

活動主体の育成・支援、多様な主体の連携の強化、教育の推進について

《現状》

- 落ち葉や日照の問題などみどりに関する困りごとが原因で、やむを得ず保存樹木などの大きな樹木が伐採、強剪定されてしまう現状がある。
- 活動団体においてはメンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、今後担い手が不足し、活動が継続しない恐れがある。
- 世田谷のみどりを将来にわたって守り、育てていくためには、みどりに関わることについて、多様な世代がより一層理解していくことが欠かせない。



【課題】

- みどりは地域の財産であり、みんなでみどりを守るという意識をより一層醸成することが求められる。その上で、区民・事業者・活動団体等の多様な主体が参加し、連携・協働するみどりのまちづくりや、次代を担う子どもたちへの環境教育をより一層推進していく必要がある。

第3章 計画の基本方針と将来イメージ

1. 計画の基本方針

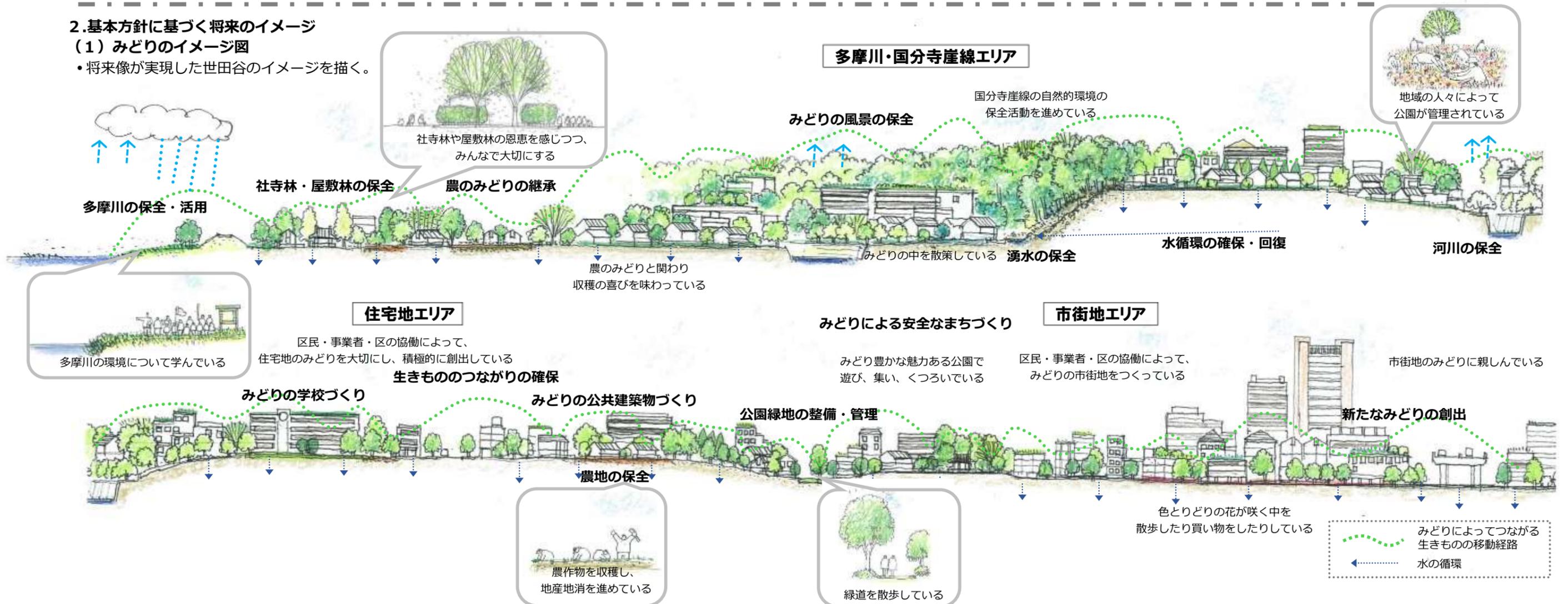
• 課題を踏まえ、基本方針を設定する。

	現状	課題		基本方針
みどりの保全について	<ul style="list-style-type: none"> まとまりのある樹林地や農地の減少 みどりを守るために水の循環が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重なみどりの減少を抑制し、みどりの基盤として強化することが必要 水や土壌を大切に、健全な水の循環の保全が必要 	みどりの量	基本方針-1 地域で育まれてきたみどりを保全する
みどりの創出について	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備や公共施設緑化の不足 制度の活用によりみどりの創出を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備や公共施設の緑化に努めることが必要 民有地のみどりづくりを促進する仕組み・手法を検討することが必要 	みどりの量	基本方針-2 核となる魅力あるみどりを創出する
生きものの生息空間の保全・創出について	<ul style="list-style-type: none"> 生きものの生息・生育空間の質の低下 生きものの移動経路の分断 	<ul style="list-style-type: none"> 生きものの移動を容易にし、地域固有の生態系を守ることが必要 生物多様性を支える多様なみどりの環境を確保・保全することが必要 	みどりの質	基本方針-3 多様なみどりをつくり、つなげ、うるおいのある街をつくる
安全で快適な暮らしを支えるみどりについて	<ul style="list-style-type: none"> みどりの質を確保する仕組みの欠如 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの質の向上を誘導し、評価する仕組みを検討することが必要 	みどりの質	基本方針-4 みどりと関わる活動を増やし、連携し、協働する
参加・協働の場づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 関心を持った区民が参加できる場の欠如 農作業等を行う機会に対する多くの意向 	<ul style="list-style-type: none"> みどりや生きものに対する関心が高まるようにすることが重要 気軽に活動に参加することができるきっかけをつくる必要がある 	協働	基本方針-5 みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える
活動主体の育成・支援、多様な主体の連携の強化、教育の推進について	<ul style="list-style-type: none"> みどりを守る意識の低さや活動の継続の困難さへの懸念 	<ul style="list-style-type: none"> みんなでみどりを守るという意識の醸成や、多様な主体が参加し、連携・協働するみどりのまちづくり、環境教育のより一層の推進が必要 	協働	

2. 基本方針に基づく将来のイメージ

(1) みどりのイメージ図

• 将来像が実現した世田谷のイメージを描く。



第3章 計画の基本方針と将来イメージ

(2) みどりのネットワーク図

骨格的なみどりとみずの軸、みどりとみずの軸、みどりの軸、みどりの拠点、まちなかのみどりをつなぎ、みどりのネットワークを形成する。



凡例

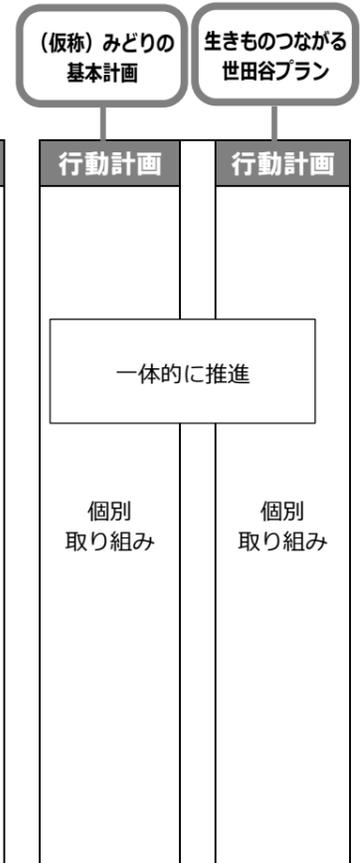
- 骨格的なみどりとみずの軸
- みどりとみずの軸 (緑道)
- みどりとみずの軸 (河川、開渠)
- みどりの軸 (幹線道路の街路樹)
- みどりの拠点 (大規模公園やまとまりのあるみどり)
- まちなかのみどり (宅地のみどりや中小規模の公園)
- 拠点と拠点をつなぐネットワーク
- 農地保全重点地区

第4章 取り組みの内容

1. 取り組みの体系

基本方針	取り組み方針	取り組み内容
1. 地域で育まれてきたみどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全	取り 組み 内 容 今 後 検 討
	1-2. みどりの風景の保全	
	1-3. 水環境の維持・増進	
	1-4. 農のみどりの継承	
	1-5. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全	
2. 核となる魅力あるみどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備と管理運営	今 後 検 討
	2-2. 区民がふれあえる水辺の再生	
3. 多様なみどりをつくり、つなげ、うるおいのある街をつくる	3-1. 民有地のみどりづくり	今 後 検 討
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり	
	3-3. 新たなみどりの創出	
	3-4. 外来種や野生生物への対応	
	3-5. みどりによる安全なまちづくり	
4. みどりに関わる活動を増やし、連携し、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化	今 後 検 討
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信	
5. みどりに関わる暮らしを楽しむ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発	今 後 検 討
	5-2. みどりのために行動する人材の育成	
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承	

2. 取り組み内容 (今後検討)



第5章 (仮) エリア別の取り組み

第6章 実現に向けて

1. 取り組み主体の役割と推進体制

- 区民
- 事業者
- 活動団体
- 教育機関・研究機関
- (一財) 世田谷トラストまちづくり
- 世田谷区
- 関係自治体
- 東京都・国

2. 進行管理

- 行動計画